

事務連絡  
令和5年3月15日

各〔都道府県〕  
〔保健所設置市〕衛生主管部（局） 御中  
〔特別区〕

## 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

### 新型コロナウイルス感染症対応における酸素濃縮装置の無償貸付の枠組みの 今後の取扱い等について

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

各都道府県におかれましては、これまでも感染状況等に応じ、酸素投与を行う環境整備を行っていただき、既に一定程度の酸素濃縮装置等を確保いただいているところですが、厚生労働省においては、酸素濃縮装置が緊急的に必要となった都道府県に対する無償貸付の枠組みを設けてきたところです。

今般、国による無償貸付をはじめとする、新型コロナウイルス感染症対応における酸素濃縮装置に係る枠組みの今後の取扱い等について、下記のとおりお示ししますので、各都道府県におかれましては、ご留意の上、今後の対応について関係者と確認いただくようお願いいたします。

## 記

### 1. 無償貸付の枠組みの終了と今後の取扱いについて

- 「入院外患者に一時的に酸素投与等の対応を行う施設（入院待機施設）等の整備に対する支援（酸素濃縮装置の無償貸付）の継続について」（令和4年3月11日付け事務連絡）に基づき、厚生労働省で実施してきた酸素濃縮装置の無償貸付の枠組み（以下「無償貸付の枠組み」という。）については、速やかに入院待機施設等の整備等が必要な場合に、感染状況や事業者等の選定・契約、施行期間等を勘案し、酸素濃縮装置が緊急的に必要であるものの都道府県での確保が困難な場合に、厚生労働省において都道府県に貸し付けを行ってきたが、その制度趣旨、活用状況、無償貸付の枠組み外で酸素濃縮装置の確保が進んでいる状況に鑑み、令和4年度をもって終了することとする。

（参考）

「入院外患者に一時的に酸素投与等の対応を行う施設（入院待機施設）等の整備に対する支援（酸素濃縮装置の無償貸付）の継続について」（令和4年3月11日付け事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000911783.pdf>

- 一方で、新型コロナウイルス感染症の医療提供体制は、入院措置を原則とした行政の関与を前提とした限られた医療機関による特別な対応から、幅広い医療機関による自律的な通常の対応に移行していくことになるが、今後も感染拡大が生じうることも想定した対応が必要になることや重症化リスクが高い高齢者が多く生活している高齢者施設等での療養体制の確保等の措置は当面継続すること等も踏まえ、引き続き、各都道府県におかれては酸素濃縮装置の確保に取り組んでいただきたい。

また、本事務連絡とあわせて送付する事業者（47 都道府県から連絡を受けることができ、一定数以上自治体へ貸し出し等可能な事業者）の情報についても参考とすること。なお、今後も、酸素濃縮装置が緊急的に必要であるものの都道府県での確保が困難な場合等においては、厚生労働省に相談して差し支えない。

（既に貸付を行っている酸素濃縮装置について）

- 無償貸付の枠組みにより貸付を行っている酸素濃縮装置については、令和5年3月31日までに国に返却すること。該当する都道府県には既に国から意向調査を実施しているところであるが、令和5年4月1日以降も同じ酸素濃縮装置の利用の継続を希望する場合は、現在使用している機器のメーカーと直接連絡し、都道府県とメーカー間で契約することを調整できる旨申し添える。

## 2. 台湾からの医療機器の支援の活用について

（厚生労働省から都道府県へ既に無償譲渡した酸素濃縮装置の取扱いについて）

- 令和3年9月に台湾から医療物資支援の申出をいただいた酸素濃縮装置については、「台湾からの医療機器の支援（酸素濃縮装置及びパルスオキシメータ）について」（令和3年9月17日付け事務連絡）等に基づき、必要な酸素濃縮装置を確保することが難しい都道府県を対象に、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第64条に基づく無償譲渡を行ってきたところだが、既に無償譲渡した酸素濃縮装置（以下「既譲渡分」という。）については、厚生労働省に返還する必要はない。

- また、「台湾からの医療機器の支援に関する Q&A について」（令和3年10月11日付け事務連絡）でお示しした整理のうち、譲渡した酸素濃縮装置の管理・所有に当たっての留意点や、故障した場合や廃棄する場合等の取扱いについて変更はないため、引き続き留意いただきたい。その他、取扱い等について疑義がある場合には、厚生労働省まで相談されたい。

（参考）

「台湾からの医療機器の支援（酸素濃縮装置及びパルスオキシメータ）について」（令和3年9月17日付け事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000833942.pdf>

「台湾からの医療機器の支援に関する Q&A について」（令和3年10月11日付け事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000841732.pdf>

(既譲渡分以外の活用について)

- 台湾から医療物資支援の申出をいただいた酸素濃縮装置のうち既譲渡分以外については、令和5年5月7日までの間は、引き続き、特措法に基づき国から無償譲渡することが可能であるため、個別に相談されたい。申請方法等については、「台湾からの医療機器の支援（酸素濃縮装置及びパルスオキシメータ）に係る追加申請の受付について」（令和3年11月10日付け事務連絡）を参照されたい。

(参考)

「台湾からの医療機器の支援（酸素濃縮装置及びパルスオキシメータ）に係る追加申請の受付について」（令和3年11月10日付け事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000853362.pdf>

**【酸素濃縮装置の確保等に関する相談先】**

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部医療班

メールアドレス：[corona-houkoku@mhlw.go.jp](mailto:corona-houkoku@mhlw.go.jp)

以上